

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

琴浦町新しい地方経済・生活環境創生交付金事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県東伯郡琴浦町

3 地域再生計画の区域

鳥取県東伯郡琴浦町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、昭和 25 年の 27,173 人をピークに減少しており、住民基本台帳によると令和 6 年には 15,176 人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 42 年には総人口が 9,297 人となる見込みである。

琴浦町が誕生した平成 16 年 9 月以降で年齢 3 区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14 歳）は、平成 16 年の 2,741 人をピークに減少し、令和 6 年には 1,807 人となる一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向であったが、団塊の世代が 70 歳代に突入し、令和 3 年の 6,233 人から令和 6 年には 6,163 人と減少の一途をたどっており、人口減少がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64 歳）も平成 16 年の 12,143 人をピークに減少傾向にあり、令和 6 年には 8,042 人となっている。

平成 16 年 9 月以降で自然動態をみると、出生数は平成 18 年の 149 人をピークに減少し、令和 6 年には 62 人となっている。その一方で、死亡数は令和 6 年には 313 人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲251 人（自然減）となっている。

社会動態をみると、平成 24 年には転入者（411 人）が転出者（408 人）を上回

る社会増（3人）であった。しかし、15～64歳の生産年齢人口と65歳以上の高齢人口の減少に伴う、消費及び投資等の縮小、働き手不足、後継者不在等で町内事業所数等も減少したことで、町外への転出者が増加し、令和5年には▲20人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題と向き合いつつ、日本全体の人口が減少する中、他の自治体と人口の奪い合い競争をするのではなく、人口が減っても、地域経済の発展を図り、誰一人取り残すことのない「持続可能なまち」を創ることを目標とする。

そのためには、将来の町を担う人材育成、観光との連携によって地域外（海外含む）から適度な外貨を取り込む、地域内経済の循環による自律的な発展を目指す。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して目標の達成を図る。

- ・基本目標1 【こども】子どもの育ちに寄り添い、「我がまち」を誇れる教育をすすめる
- ・基本目標2 【すこやか】誰もが健康で生きがいをもって輝けるまちを目指す
- ・基本目標3 【しごと】魅力ある産業が生み出す地域経済循環を実現する
- ・基本目標4 【ひと】新しいひとの流れをつくり、暮らし続けることができるまちをつくる
- ・基本目標5 【くらし】安心・安全な持続可能な暮らしを守り、町民と共に未来のまちを創る

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和11年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	この地域で子育てをして いきたい人の割合	71.4% (R2からR5 までの平均 値)	75%以上 (R7からR11 までの平均値)	基本目標1
	地域や社会をよくするた めに何かしてみたいと思 う生徒(中学校3年)の割 合	77.1% (R6)	80.0%以上 (R11)	
イ	健康寿命の延伸	男性79.11歳 、女性83.11 歳 (R4)	1年延伸： 男性80.11歳 、女性84.11 歳 (R11)	基本目標2
ウ	主要品目の年間販売額 (梨、ブロッコリー、ミニトマ ト、白ネギ、繁殖和牛、酪農、 グランサーモン、すいか)	52.5億円 (R5)	57億円 (R11)	基本目標3
	町内企業就職者数	1,007人 (R1~R5 の累計)	1,007人 (R7~R11の 累計)	
エ	人口社会減数	410人 (R1からR 5の累計)	400人以下 (R7からR11 の累計)	基本目標4
	IJUターン者数	746人 (R1からR 5の累計)	800人 (R7~R11の 累計)	

	観光入込客数	83万人 (R 5)	93万人 (R 11)	
オ	温室効果ガス排出量の削減	—	琴浦町における温室効果ガス排出量実質ゼロ (R 32)	基本目標 5
	公民館と地域で協働して活動を行った地区数	5 地区 (R 6)	7地区 (R 11)	

※ 令和 6 年度に実施した事業の効果検証については、第 2 期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略に記載の数値目標を活用する。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金））の活用（内閣府）：【A 3 0 1 7】

① 事業の名称

琴浦町まち・ひと・くらし創生推進事業

ア〔子育て・教育〕安心して生み育てることができる環境を守り、ふるさとを誇りに思う教育をすすめる事業

イ〔健康・活力〕全世代が活躍する健康寿命日本一のまちを目指す事業

ウ〔経済・産業〕産業振興を図り、持続可能な地域経済の好循環を実現する事業

エ〔観光・交流〕人を地域の中に呼び込む観光を展開し、町産業全体の活性化

につなげる事業

オ〔関係・定着〕暮らし続けることができるまち、そして選ばれるまちをつくる事業

② 事業の内容

ア〔子育て・教育〕安心して生み育てることができる環境を守り、ふるさとを誇りに思う教育をすすめる事業

・手厚い子育て支援と特色ある教育により、「子育てするなら琴浦町、教育ならば琴浦町」と評価され、人が移り住みたくなるまちを目指す事業

・ふるさと教育により、地域に対する誇りを育み、一度は町外に出ても町との関係を持ち続け、いつか琴浦に帰ってくるひとづくりを行う事業

【具体的な事業】

- ・妊娠・出産・子育てを支える環境づくり事業
- ・安心して働くための環境づくり事業
- ・「誰一人取り残さない」質の高い教育実現事業
- ・ふるさとを誇りに思う教育推進事業
- ・地域を支える人材の育成と環境整備事業 等

イ〔健康・活力〕全世代が活躍する健康寿命日本一のまちを目指す事業

・地域や職場、家族を通じて健康増進への働きかけを推進し、年齢や暮らしにあわせた健康づくりを展開する事業

・高齢になっても、一人ひとりが自らの力で生きがいを持って社会と関わり、心身ともに充実した生活を送ることができるまちを目指す事業

【具体的な事業】

- ・新時代の健康づくり事業
- ・運動・食生活改善・社会参加推進事業 等

ウ〔経済・産業〕産業振興を図り、持続可能な地域経済の好循環を実現する事業

- ・若者が魅力を感じる多様な就業の場の創出を支援するとともに、琴浦製品のブランド化による競争力を高め、産業の更なる発展を図る事業
- ・観光産業での地域外からの外貨獲得と町内での資金循環の両輪で取り組むことで地域経済の自律的な発展につなげる事業
- ・情報社会における先進技術を積極的に活用し、農林水産業における省力化と生産性の拡大を図るとともに、新規就業者への研修や経済的負担の軽減策を充実させ、持続可能な農林水産業を目指す事業

【具体的な事業】

- ・起業・創業推進事業
- ・多様な働き方・雇用対策推進事業
- ・琴浦ブランド化の推進と販路拡大事業
- ・地域内経済循環促進事業
- ・農林水産業分野への未来技術活用と担い手、新規就業者育成事業 等

エ〔観光・交流〕人を地域の中に呼び込む観光を展開し、町産業全体の活性化につなげる事業

- ・稼ぐ観光により、訪問客の観光消費を拡大させ、地域外からの外貨を取り込み、地域内に循環させることで、町産業全体の活性化につなげる事業
- ・道の駅から他の観光拠点に人を誘導し、周遊・滞在に向けた取り組みを推進することで、観光客を地域に呼び込み、交流人口の拡大を図る事業

・本町のブランド戦略を練り直し、内外にうち出すことで町民の地域への愛着や誇りを生み出し、琴浦ブランドの認知度の向上を図る事業

【具体的な事業】

- ・道の駅を”核”とした町内周遊促進事業
- ・琴浦ブランドの再構築による情報発信強化事業
- ・琴浦の恵みを活かした観光展開事業 等

オ〔関係・定着〕暮らし続けることができるまち、そして選ばれるまちをつくる事業

・誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしが実現できるように、地域の特性を活かした主体的なまちづくりを推進する事業

・本町と縁を結び、多様な形で町と継続的に関わる人の創出・拡大に取り組み、まちづくりを担う人材確保と将来的な移住へとつなげる事業
ライフイベントに合わせた IJU ターンに対する支援を継続しつつ、特に進学・就職で県外に出た若者に対する U ターン施策に積極的に取り組む事業

【具体的な事業】

- ・暮らし続けることができる地域づくり事業
- ・関係人口の創出・拡大事業
- ・移住・定住促進事業 等

※ なお、詳細は第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度6月に産官学金労言各分野からの有識者などで構成する琴浦町地方創生推進会議において、効果検証を行い必要に応じて事業の見直しを行う。検証後は、速やかに町ホームページで公表する。

⑤事業実施期間

地域再生計画認定の日から 2025 年3月 31 日まで

5-3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：

【E2001】

① 事業の名称

琴浦町SDGsの理念に基づく持続可能な地域社会の実現事業

ア こども事業

イ すこやか事業

ウ しごと事業

エ ひと事業

オ 暮らし事業

② 事業の内容

ア こども事業

子どもの育ちに寄り添い、「我がまち」を誇れる教育をすすめる事業

【具体的な事業】

- ・既存施設を活用した学びと遊びの場の整備
- ・子育てサービスの充実（こども誰でも通園制度事業の実施、地域子育て相談機関の設置）

- ・ 1人1台の情報端末整備（第2期）
- ・ コミュニティ・スクールの運営支援
- ・ 琴浦 My スター☆事業の推進 等

イ すこやか事業

誰もが健康で生きがいをもって輝けるまちを目指す事業

【具体的な事業】

- ・ 若年層からの健康づくりの啓発
- ・ 介護予防サークル活動支援や参加促進、新たなサークルの立ち上げ支援の実施
- ・ 多様な読書のカタチを提供する障がい者サービスの推進 等

ウ しごと事業

魅力ある産業が生み出す地域経済循環を実現する事業

【具体的な事業】

- ・ ふるさと納税制度を活用した琴浦ブランドの推進と販路拡大
- ・ スマート農業の推進（通信拠点整備、栽培データを活用した営農等）
- ・ 事業承継の啓発とマッチング支援 等

エ ひと事業

新しいひとの流れをつくり、暮らし続けることができるまちをつくる事業

【具体的な事業】

- ・ ふるさと納税・企業版ふるさと納税の推進

- ・定期借地権による移住・定住促進
- ・道の駅を核とした町内周遊の促進 等

オ くらし事業

安心・安全な持続可能な暮らしを守り、町民と共に未来のまちを創る事業

【具体的な事業】

- ・各種手続き等のオンライン化とマイナンバーカード活用による行政サービスの向上
- ・自主防災組織への資機材整備支援、支え愛マップづくり等地域防災力向上事業
- ・買い物環境の整備
- ・地域の課題解決を目指す地域運営組織の形成支援
- ・行政情報伝達システム整備事業 等

※なお、詳細は第3期琴浦町地方創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

町長を本部長とする「琴浦町地方創生推進本部」において、施策の実効的推進を図るとともに、産官学金労言士の有識者で構成された「琴浦町地方創生推進会議」等で取り組み内容を検討し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立している。毎年度10月頃、検証用の前年度数値が揃い次第、検証を行い、検証後速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

令和7年度4月1日から令和12年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和12年3月31日まで